

営業譲渡証明書及び営業譲渡に係る保管書類利用同意書

年 月 日

堺市保健所長 殿

(譲渡者) 住 所  
(法人にあつては、  
主たる事業所の所在地)  
氏 名  
(法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

以下の施設について、譲受者に譲渡することを証明します。

また、譲受者が本件営業譲渡に伴う許可等を申請等するに際し、保健所に保管されている以下の施設の図面等を利用することに同意します。

譲受者が許可等を受けた後は、すみやかに廃止届を提出します。

譲渡する 施設	種 別	<input type="checkbox"/> 理容所 <input type="checkbox"/> 美容所 <input type="checkbox"/> クリーニング所 <input type="checkbox"/> 無店舗取次店 <input type="checkbox"/> 興行場 <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 公衆浴場
	名 称	
	所在地	
	許可等年月日	年 月 日
	許可等番号	第 号
譲受者	住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	

\*譲渡者(法人にあつては、その代表者)が氏名を自署しない場合は、記名押印をしてください。

\*譲渡者が許可等取得後に構造設備等を変更している場合(既に変更届出済の場合を除く。)は、譲受者が申請等を行う前までに変更届を提出してください。

\*譲渡する施設が複数ある場合は、名称、所在地、許可等年月日及び許可等番号については別紙一覧を添付することも可能です。

## 営業譲渡に伴う生活衛生営業等関係施設等の申請等に係る確認書

営業譲渡による申請等手数料の減額の適用を受けるため、下記事項の説明を受け、内容を確認しました。

### 記

#### チェック欄

- (1) 営業譲渡は、新規の許可申請・届出という枠組みの中で、添付書類の省略等を可能とする（譲り受けたものから変更がない部分に限る）ものである。そのため、現行の法令基準を満たさなければ許可等できない。
  
- (2) 本申請等の後に、実地検査等において構造設備変更が認められる場合、営業譲渡による申請等手数料の減額の適用を受けることができないこととなり、譲受者は本申請等を取り下げ、改めて新規手数料による申請等を行う必要がある。
  
- (3) (2)において本申請等を取り下げた場合、本申請等にかかる手数料は還付されない。

年 月 日

所 属

氏 名

電話番号